

令和 2 年 10 月 7 日

学 生 各 位
学生課外活動団体 各位
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

後学期からの課外活動等について

令和 2 年 9 月 7 日付けで京都工芸繊維大学新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル（大学マニュアル）が策定され、課外活動については、各課外活動団体等の活動内容の特性を踏まえ策定された感染防止対策マニュアル（団体マニュアル）を審査・承認の上、一定の条件の下、活動を許可することとなりました。

については、希望する課外活動団体等は、下記のとおり申請願います。

なお、団体マニュアルが承認された団体等は、別途活動計画書の提出及びその承認が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況下で活動することのリスクを認識し、一人ひとりの自覚と責任ある行動を心掛けて感染症拡大の防止に努めていただくようお願いします。

また、大学マニュアル及び団体マニュアルに従わない団体等は、課外活動等の停止を命じることがあります。

今後の政府や自治体からの要請状況、感染症拡大の状況等により取扱いを変更する場合があります。

記

申請期限：令和 2 年 10 月 15 日（木）

※ 申請期限後は、随時受付け、審査を行う予定。

申請書類：課外活動団体等の活動内容の特性を踏まえた感染防止対策マニュアル

※ マニュアル作成要領に基づき作成すること。

審査内容：感染防止対策が十分講じられているかを重点的に審査する。

※ 対策が不十分と判断した場合は、別途ヒアリングを行うことがある。

結果通知：令和 2 年 10 月 23 日（金）（予定）